

番号：180165

国名：ミャンマー

担当：地球環境部防災グループ防災第一チーム

案件名：気象観測・予報能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年7月中旬から2018年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2018年6月27日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。  
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいた受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年7月10日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 6点
    - ④その他学位、資格等 6点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ミャンマーは南北に長い地理的特性を有し、北部が温帯気候地域、中部と南部が熱帯気候地域であり、特に雨季に暴風雨、洪水、地すべり等の災害が毎年多数発生している。近年では、サイクロン「ナルギス」が2008年5月2日に同国に上陸し、13万8千人を越える死亡・行方不明者を出す人的被害をもたらし、また地域住民の生活、生産活動を壊滅させる甚大な物的被害を与え、同サイクロンによる被害総額は40億ドルと言われている。さらに2010年10月に同国西部のラカイン州に上陸したサイクロン「ギリ」では、45人が死亡、10万人以上が家屋を失う被害があり、被害総額は5千7百万ドルに達したと言われている。

一方、2011年の民政移管以降で、急速な経済開放に伴い、都市部における産業開発が進み、人口流入増大により人々の生活域が拡大したが、未だ人口の約7割は地方部に居住しており、国全般においてインフラ、生活基盤が発展の途上にある。そのため、依然として災害に対する備えは脆弱な状況にあり、災害による人的被害のみならず経済的損害のリスクが大きいことが指摘されており、被災後の応急対応から復旧及び復興のみならず、予防・事前対策による被害軽減等の防災対策が持続的な発展のためにも喫緊の課題となっている。

かかる状況のもと、我が国はミャンマーに対し、未曾有の被害を及ぼしたサイクロンナルギスを契機に、サイクロンシェルターの整備、気象予警報体制、及び早期警報システム・体制の整備、さらにはこれらに関連する研修・人材育成を実施してきた。気象予報・警報分野において直近では、技術協力「サイクロン予報・警報業務改善アドバイザー」（2009～2012年）を通じ、気象水文局職員の人材育成を支援してきた。さらに無償資金協力「気象観測装置整備計画」（2013～2018年）を通じ、喫緊の課題であった気象観測機器整備を図っている。しかし気象観測機器および気象データについての品質管理やデータ解析処理能力を十分に有しておらず、気象データを有効に利用するためには更なる向上が必須となっている。このような状況のもと「気象観測・予報能力強化プロジェクト」がミャンマー政府から要請された。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る枠組み、カウンターパート機関である運輸省気象水文局（DMH）を中心とする実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に理解した上で、他の団員と協力・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。また、他の団員の作業を含めた全体作業の取り纏めへの協力を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2018 年 7 月中旬～8 月上旬）

- ① 要請背景及び内容を把握する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
- ③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
- ④ 相手国関係機関への事前質問項目（案）を作成する。
- ⑤ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案（和文・英文）、PO (Plan of Operation) 案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2018 年 8 月上旬～8 月下旬）

- ① 相手国関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクト事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ② 他団員と協力し、各ヒアリングの議事録作成及び担当分野に係る情報・資料を収集し、現況を把握する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。
  - ア) 要請背景・要請内容
  - イ) ミャンマーの防災分野及び気象分野の政策・上位計画と当プロジェクトの位置づけ
  - ウ) 実施機関である DMH の組織体制、人員、予算
  - エ) 他ドナーによる関連分野における援助動向（DMH を対象にした活動を行っている場合はその活動状況）
- ③ 別途 JICA が備上する技術コンサルタント（気象観測/予報）が実施する情報収集を支援する
- ④ 気象水文局の関係者に対して、PDM の構成（項目の関連性やモニタリング指標）、PO について説明する。
- ⑤ プロジェクトの基本計画を検討し、PDM 案（和文・英文）、PO 案（和文・英文）、及び M/M 案（英文）と R/D 案（英文）の作成に協力する。特に PDM 案の成果指標の設定については主担当としての検討及び取り纏めを行う。
- ⑥ 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
- ⑦ 現地調査結果の JICA ミャンマー事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2018 年 8 月下旬～9 月上旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
- ③ プロジェクトを巡る状況分析や評価 5 項目の観点からリスク管理チェックシートに必要な情報を記載する（取り纏めは技術コンサルタントが実施）。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。その際 PDM の各種指標、指標入手手段の決定過程、選定根拠についても記載する。

また、5項目評価結果の詳細についても記載する。

※リスク管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつなげることを目的としている。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) 業務完了報告書

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）、事業事前評価表（案）（和文）を添付して提出することとし、電子データをもって提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。航空経路は、成田/羽田⇒ヤンゴン⇒成田/羽田を標準とします。

### (2) 本案件の見積りは、上記ガイドラインの業務実施契約（単独型）見積書「様式（単独型・不課税化対象案件用）」を用いて積算してください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年8月5日～2018年8月25日を予定しています。

また調査に関してはコンサルタント単独もしくは官団員と一緒にネピドー本局および各レーダーサイト、その他気象観測所を調査対象地とする予定です。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間程度先行して現地調査を開始する予定です。本契約受注コンサルタントは、国内準備期間・現地派遣期間・帰国後整理期間を通じ、技術コンサルタント団員と協力し、プロジェクトの協力内容の詳細検討を行います。またJICAの調査団員が現地入りした後は、本プロジェクトの検討にかかる協議に参加して取りまとめに協力します。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 国際気象（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 気象観測/予報（コンサルタント）
- オ) 評価分析（本コンサルタント）

#### ③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げおよび国内線フライト手配

全行程に対する移動車両の提供および国内線フライト手配（車両についてJICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

必要に応じて手配します。

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部防災グループ防災第一チーム（TEL:03-5226-9508）で配布します。

- ・ 要請書

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

- ③ 本業務に関連する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ 気象観測装置整備計画準備調査報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12112538.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12112538.pdf)

- ・ 同（簡易版）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12087979.pdf>

- ・ サイクロン予警報業務改善アドバイザー（JICAナレッジサイト）

<http://gwwb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/6b17ef20fa4d2dc649256bf300087d0a/f90e147c7f6fa5a0492577ed0079ec0c?OpenDocument>

- ・ ミャンマー国自然災害早期警報システム構築プロジェクト業務完了報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12284931\\_01.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12284931_01.pdf)

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防災ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上